

歯科技工士に係る人事院規則の改正について

歯科技工士労務対策担当

副会長 下江 宰 司

1. はじめに

この春、歯科技工士に係る人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部が改正された（公布日・施行日：令和7年4月1日）。人事院規則は国家公務員である職員の給与等を定めている規則であり、国立病院等に勤務する歯科技工士がその対象となるが、国立大学法人化政策により構成員が国家公務員ではなくなった大学病院でも、法人化により独自に規則を定めることができるにもかかわらず、人事院規則を踏襲している。また県立、市立等地方公務員にあたる病院も独自の規則を設けてはいるが、人事院規則を指針にしているところが多い。

この改正により直接恩恵を受けるのは4年制の養成施設（大学）を卒業した歯科技工士であるが、人事院規則には歯科技工士の他に様々な職種の俸給が定められており、国（各省庁）がどのようにその職種を認識しているかを解釈することができる。裏を返せばその職種の社会的な地位を表しているとも言えるため今回の改正の意義は大きい。

2. 日本歯科技工士会のこれまでの取り組み

今回の改正以前にも本会の要望により以下のように人事院規則が改正されている。

(1) 平成5年3月30日の人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の改正

a. 別表第一の医療職俸給表（二）級別標準職務表の改正

3級の第2項中に「主任歯科技工士」の役職が新たに明示された。

b. 別表第二の医療職俸給表（二）級別資格基準表の改正

「歯科技工士」の欄が新設された（従来は「その他」に含まれていた）。

その後、平成12年には3年制の歯科技工士養成機関が誕生し、平成17年には4年制が新設されたが、学別表第二医療職俸給表（二）初任給基準表の「歯科技工士」の学歴免許欄は、「短大卒」と「高校卒」と規定されたままで改正されていなかった。

(2) 平成27年4月1日の人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の改正

a. 別表第二 医療職俸給表（二）初任給基準表の改正

改正前は歯科技工士の学歴免許欄は「短大卒」および「高校卒」となっていた。「高校卒」で歯科技工士免許を取得された方は定年内にいなかったためこの枠が削除され、「短大卒」が「短大2卒」となり、新たに「短大3卒」が新設された（表1）。

これにより「短大3卒」に該当するものの初任給が1級11号俸から1級17号俸に引き上げられた（表2）。

b. 別表第六 医療職俸給表（二）在級期間表の備考の改正

歯科技工士の学歴免許欄に「短大3卒」が新設されたため、備考に「6 職種欄の「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大3卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2.5」とあるのは、「1」とする。」の項目が加えられた。つまり「短大3卒」の歯科技工士は歯科衛生士等の職種と同じように2級に昇級するために最低必要な在級年数が1年となった（表3下部）。

この改正で学歴免許欄に「短大3卒」が新設されたが、同じく要望していた「大学卒」の新設はこの時点では留保された。

現実には当時2校の4年制歯科技工士養成機関があり、すでに卒業生も出ている状況であった。

3. 令和7年4月1日の人事院規則九一八（初任給，昇格，昇給等の基準）の改正点

(1) 別表第二 医療職俸給表（二）初任給基準表の改正

改正前は歯科技工士の学歴免許欄は「短大2卒」および「短大3卒」だけであった。この度の改正で新たに「大学卒」が新設された（表1）。これにより「大学卒」に該当するものの初任給が1級17号俸（220,500円）から、「大学卒」の薬剤師，栄養士，診療放射線技師らと同じ2級1号俸（227,400円）に引き上げられた（表2）。

表1. 別表第二 医療職俸給表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	2級15号俸
	大学卒	2級1号俸
栄養士	大学卒	2級1号俸
管理栄養士		
衛生検査技師	短大卒	1級11号俸
診療放射線技師		
臨床検査技師	大学卒	2級1号俸
臨床工学技士		
理学療法士		
作業療法士		
視能訓練士	短大3卒	1級17号俸
言語聴覚士		
義肢装具士		
歯科衛生士	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級17号俸
	短大2卒	1級11号俸
	高校専攻科卒	1級7号俸
歯科技工士	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級17号俸
	短大2卒	1級11号俸
あん摩マッサージ指圧師	短大3卒	1級17号俸
はり師	短大2卒	1級11号俸
きゆう師	高校卒	1級1号俸
柔道整復師		
その他	高校卒	1級1号俸

表2. 別記第5 医療職俸給表(二)

職員の区分	職務の級号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額 円							
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	

以下略

※大学卒初任給

※短大2卒初任給

※短大3卒初任給

(2) 別表第六 医療職俸給表（二）在級期間表の改正

在級期間表とは昇級する際に必要な在級年数を規定している（ただしその年数を経過すると自動的に昇級するわけではない）。この表では同一職種でも学歴が異なることもあるため、下部に備考としてその運用方法を規定している（表3）。歯科技工士の学歴免許欄に今回「大学卒」が新設されたため、備考に「2～又は「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2.5」とあり、及び「1」とあるのは、「0」とする。」の項目が加えられた。これは「大学卒」は1年目からすでに2級であるための改正となる（表3下部）。

表3. 別表第六 医療職俸給表（二）在級期間表

	職務の級						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
薬剤師	0	2	3	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
栄養士	2.5	5	3	別に定める	別に定める		
診療放射線技師 臨床検査技師	1	5	3	別に定める	別に定める		
診療エックス線技師 衛生検査技師	2.5	5	3				
臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 義肢装具士	1	5	3	別に定める			
歯科衛生士 あん摩マッサージ指 圧師 はり師 きゆう師 柔道整復師	1	5	別に定める	別に定める			
※ 歯科技工士	2.5	5	別に定める	別に定める			
その他	別に定める	別に定める					

備考

1 職種欄の「薬剤師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「2」とあるのは、「5」とする。

※ 2 職種欄の「栄養士」、「管理栄養士」、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「衛生検査技師」、「臨床工学技士」、「理学療法士」、「作業療法士」、「視能訓練士」、「言語聴覚士」、「義肢装具士」、「歯科衛生士」又は「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2.5」とあり、及び「1」とあるのは、「0」とする。

3 職種欄の「歯科衛生士」、「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゆう師」又は「柔道整復師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「短大2卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、「2.5」とする。

4 職種欄の「歯科衛生士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校専攻科卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、「4」とする。

5 職種欄の「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゆう師」又は「柔道整復師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、「5」とする。

6 職種欄の「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大3卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2.5」とあるのは、「1」とする。

表 4. 別表第一 医療職俸給表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 栄養士の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師の職務 4 理学療法士又は作業療法士の職務 5 歯科衛生士、 <u>歯科技工士</u> 又はあん摩マッサージ指圧師（以下「歯科衛生士等」という。）の職務
2 級	1 薬剤師の職務 2 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は歯科衛生士等の職務
3 級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 医療機関の困難な業務を行う主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任歯科衛生士、 <u>主任歯科技工士</u> 又は主任あん摩マッサージ指圧師の職務
4 級	1 医療機関の薬剤部又は薬剤科（以下「薬局」という。）の相当困難な業務を行う主任薬剤師の職務 2 医療機関の相当困難な業務を行う栄養管理室長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、理学療法士長又は作業療法士長の職務 3 医療機関の特に困難な業務を行う主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士又は主任作業療法士の職務
5 級	1 薬局の長の職務 2 薬局の困難な業務を行う主任薬剤師の職務 3 医療機関の困難な業務を行う栄養管理室長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
6 級	1 相当の規模を有する薬局の長の職務 2 医療機関の特に困難な業務を行う栄養管理室長、診療放射線技師長又は臨床検査技師長の職務
7 級	規模の大きい薬局の長の職務
8 級	特に規模の大きい薬局の長の職務

4. 今後の課題

今回の改正で学歴免許欄に日本歯科技工士会の活動の成果として「大学卒」が新設された。しかしながら在級期間表（表3）では、診療放射線技師、臨床工学技士等多くの大学卒がある職種で4級が定められているのに対し、歯科技工士は「別に定める」となっている。さらに別表第一医療職俸給表（二）級別標準職務表（表4）では、歯科技工士の記載があるのは3級までで、4級、5級には在級年数の記載がない。これはその部署の長の歯科技工士が最終的に4級や5級に上がれないことを意味する。今後は関係が深いと思われる全国国立大学歯学部附属病院歯科技工士協議会の意見も伺いながら引き続き改正に向けて取り組む必要がある。

5. おわりに

今回の改正では、人事院規則の管轄行政は当然人事院であるが、監督官庁である厚生労働省にも要望を行ってきた。ただし、要望すればすぐに改正されるというのではなく、長年にわたる粘り強い働きかけが必要であった。この度、日本歯科技工士連盟および関係する国会議員で構成される「歯科技工士に関する制度推進議員連盟」の力添えをいただきにこの改正が実現した。ここにお礼申し上げたい。

会員の皆さまは是非、今回の人事院規則改正に関連のある未入会歯科技工士の方々に、このような本会の取り組みも理解していただくとともに、日本歯科技工士会への入会を勧めてくださるようお願い申し上げる次第である。